

FSC 本部主催「改定版管理木材規格」オンラインセミナーでの Q&A

(FSC ジャパン作成日本語参考訳)

内容

規格の適用範囲.....	2
FSC Controlled Wood 表示を伴う/伴わない材の調達に関する規格の適用.....	2
自身が所有/管理する森林から調達する材に関する規格の適用.....	2
デューディリジェンスシステム (DDS) 要求事項	3
一般	3
情報収集.....	3
リスクアセスメント	4
リスク低減	6
品質管理システム要求事項.....	6
第 2-1 版から第 3-0 版への移行に関するルール	7
認定規格（認証機関向けの規格）	8
今後 FSC 本部が作成を予定している教育訓練用の資料.....	8
違法伐採に関する法令との関係	9
その他	9

規格の適用範囲

FSC Controlled Wood 表示を伴う/伴わない材の調達に関する規格の適用

Q. すでに FSC 管理木材として評価されている材を購入する場合にも FSC-STD-40-005 第 3-0 版は適用されますか？

A. 適用されません。販売/納品伝票上に FSC Controlled Wood 表示を伴う材の購入、使用、販売に関しては FSC-STD-40-004 (CoC 規格) の対象です。FSC-STD-40-005 第 3-0 版は FSC 表示を伴わない材を調達する際に適用されます。

Q. FSC Controlled Wood 表示を伴う材のみを購入していますが、FSC-STD-40-005 第 2-1 版は適用されています。今後 FSC-STD-40-005 第 3-0 版は適用されなくなるのですか？

A. その通りです。FSC-STD-40-005 第 2-1 版は管理木材を扱うすべての事業者には適用されますが、FSC-STD-40-005 第 3-0 版は「FSC 表示を伴わない材の調達」をする事業者には適用されます。

Q. 現在、FSC Controlled Wood の購入と販売のみをしており、ADVICE-40-005-11 (FSC-DIR-40-005) に従い、FSC-STD-40-005 第 2-1 版の 10.1 項、パート 4、附則 4 が適用されています。今後 FSC-STD-40-005 第 3-0 版の発効に伴い、これらは適用されなくなるのですか？

A. その通りです。これらの要求事項は見直された上で、FSC-STD-40-004 第 3-0 版 (今年中に承認、公開) に含まれます。

Q. FSC-STD-40-004 第 3-0 版の管理木材に関する要求事項を確認するにはどうしたらよいですか？

A. 現時点で、この規格は最終のパブリックコンサルテーションが完了し、意見を反映した上で承認される段階にあり、現在の要求事項は確認できません。最終パブリックコンサルテーションの時点での内容はこちら (<https://jp.fsc.org/jp-jp/news/technical-updates/id/202>) から確認できます。

Q. 管理原材料 (Controlled Material) と FSC 管理木材 (FSC Controlled Wood) の違いは何ですか？

A. FSC-STD-40-005 第 3-0 版のボックス 1 に詳細な定義があります。管理原材料は FSC 表示を伴わない材を FSC-STD-40-005 第 3-0 版に則り評価したものです。FSC 管理木材はすでに誰かが評価をした結果 FSC Controlled Wood 表示を伴う材です。

自身が所有/管理する森林から調達する材に関する規格の適用

Q. FSC-STD-40-005 第 3-0 版の 1.4 項に「組織は、自身または関連組織が所有または管理する森林資源に対して自身の DDS を適用してはならない」とありますが、これは自身の森林に対する DDS を完全に禁止するものですか、それとも第三者が構築した DDS であれば適用してもよいのですか？

A. FSC-STD-40-005 第 3-0 版の「範囲」に次の記述があります：「本規格は、組織(または関連組織)が自身で所有または管理している供給区画から FSC 管理木材を調達するために使用することはできない。ただし、本規格公開日時点で当該供給区画全域を網羅する FSC リスクアセスメントがすべての 5 つのカテゴリーで予定されており、2017 年 12 月 31 日までに承認される予定である場合はこの限りではない。FSC リスクアセスメントが予定されていない場合または、2017 年 12 月 31 日までに承認される予定ではない場合、当該区画は FSC の原則と基準(FSCSTD-01-001)または FSC 管理木材認証のための森林管理要求事項(FSC-STD-30-010)に従って独立した認証を受けることができる。」

自身または関連組織が所有また管理する森林からの管理木材調達に関するルールはすでに FSC-DIR-40-005 の ADVICE-40-005-18 によって 2012 年 6 月 15 日に発効しています。このアドバイスは FSC-STD-40-005 第 2-1 版に適用されるものなので、第 3-0 版の発効に伴いこのアドバイスは削除され、その後はすべて

の5つのカテゴリーでFSCリスクアセスメントが予定されている地域においてはこの結果を用いた管理木材調達が可能となります。

FSC-STD-40-005 第3-0版の1.4項は、「範囲」の内容を十分に反映できていないために、近いうちに若干修正される予定です。

デューディリジェンスシステム（DDS）要求事項

一般

Q. サプライチェーンに含まれる間接的な供給者の数に制限はありますか？

A. サプライチェーンの長さ（関係事業者数の数）に関するルールはありません。

Q. DDSとはどういう意味ですか？

A. デューディリジェンスは通常「相応の注意」と訳されます。端的に言えばデューディリジェンスシステムとは、「許容できない供給源から材を調達するリスクを管理するためのシステム」です。これはよく「情報収集」、「リスクアセスメント」、「リスク低減」の3つの要素によって構成されます。

Q. 改定規格におけるDDSの導入によって、管理木材の調達が難しくなると感じます。特に問題が多い地域では管理木材として評価することが不可能に近くなると感じます。

A. 問題が多い地域からの管理木材調達が難しいのは間違えないでしょう。多くの場合は認証材や既に誰かが管理木材として評価している材を調達するほうが楽でしょう。ただし、従来の規格と比較して管理木材調達が難しくなっているかという点、一概にそうは言えません。従来の規格では、リスクが低いと確認できない場合は管理木材として扱うことができませんでしたが、改定規格では特定されたリスクに対するリスク低減措置の実施で、リスクが低減できれば管理木材として調達できるようになります。

Q. FSCのDDSはEU木材規則のDDSに従っているの？

A. 基本構成は同じにしています。これは管理木材規格改定の目的のひとつでもあります。

Q. FSC-STD-40-005 第3-0版の3.4項に「組織は、輸送、加工、保管工程においてサプライチェーン内に不適格原材料が混入するリスクを評価し、文書化しなければならない」とあります。また4.1項には「組織は、原産地に関する特定または未特定リスク、及び/またはサプライチェーン内で不適格原材料が混入するリスクを低減するために、十分なリスク低減措置を持ち、実施しなければならない。」とあります。これらサプライチェーンにおける混入リスクの評価やリスク低減について、具体的な基準・指標はありますか？

A. 規格では、サプライチェーンに対する内部監査の具体的な要求事項を示していません。サプライチェーンの形態が色々ある中で、一般要求事項を設けることが難しかったというのが理由です。

情報収集

Q. 情報収集とは具体的に何をすることを意味していますか？供給者のもつ文書のコピーを保管しておくことが必要ですか？それとも文書自体は供給者がもっていても、必要な場合に認証機関が確認できればよいですか？

A. 2.1項と2.2項に示されている通り、原産地に関する情報とその根拠については、文書（コピー）の入手、保持が必要です。ただし2.3項の通り、サプライチェーンに関しては情報へのアクセスのみが求められています。

Q. 元々FSC 認証材または FSC 管理木材であり、サプライチェーンの途中で非認証取得者が介在したために一般材となったものについて、再度管理木材として評価するためには、CoC のチェーンが途切れた時点まで情報を遡ればよいですか?それとも伐採地まで情報を遡る必要がありますか?

A. CoC のチェーンが途切れたところまでで十分です。その時点までは FSC 認証材または FSC 管理木材であったということは、原産地に関する情報も保管されていることを意味します。一方、非認証取得者も含むサプライチェーン内で不適合原材料が混入するリスクがないことは証明されなければなりません。

Q. 第 2-1 版では副産物の原産地証明のために供給者から原産地証明や合法性証明を毎年取り寄せていました。これは第 3-0 版で変わりますか?

A. 副産物の供給源の証明の難しさから、これに関しては第 2-1 版でも第 3-0 版でも似たような要求事項を設けています。第 3-0 版では 2.5 項にまとめてあります。供給者から提供される文書は引き続き使用できます。ただしこれら文書の信頼性の検証は必要です。

リスクアセスメント

Q. 現在管理木材を 1 点だけ購入しており、これは低リスクと評価された供給源からです。規格の改定によって、この管理木材は影響を受けますか?

A. 確実に影響は受けますが、影響の程度は現在どのような評価を経た管理木材を調達しているかに左右されます。

- ・ナショナルリスクアセスメント (NRA) の存在する国の低リスクの供給源から調達している場合は、その NRA を継続して参照できます。ただし 2017 年 12 月末までには NRA が更新されるので、更新された内容の確認が必須です。

- ・NRA が存在しない国で、自身がリスクアセスメントを実施して低リスクであることを確認した材を調達している場合は以下のいずれかの対応となります:

- ・FSC リスクアセスメントが予定されている 53 ケ国からの調達の場合は、引き続き「簡易リスクアセスメント」によって今と同じリスクアセスメントを継続できます。ただし 2017 年 12 月末までには FSC リスクアセスメントが完成するので、完成後はその内容の踏まえた調達手順への切り替えが必要です。

- ・それ以外の国からの調達の場合は、最新の要求事項 (FSC-PRO-60-002a) に基づく「拡張リスクアセスメント」への切り替えが必要です。

Q. 今回の管理木材規格改定では EU 木材規則を念頭に置いているということは、FLEGT ライセンスを持った材は自動的に管理木材として扱えますか (EU 木材規則では FLEGT ライセンス材は自動的に低リスクと見なされるため)?

A. FSC 管理木材と EU 木材規則は異なる制度であり、FLEGT は合法性に注目した制度です。FSC の管理木材は合法性だけでなく、他にも満たさなければならない項目があり、FLEGT ライセンス材といえども自動的に低リスクであるとはいえません。もちろん FLEGT を合法性の評価やリスク低減措置としては活用できます。

Q. 旧 NRA から新 NRA への更新のタイミングについて教えてください。セントラライズド・ナショナルリスクアセスメント (CNRA) が 2017 年 12 月末までに完了するので、その後でしょうか?

A. CNRA だけでなく新 NRA も含むすべての FSC リスクアセスメントは 2017 年 12 月末までに更新される予定です。CNRA はカテゴリーごとに評価がされ、評価結果が更新されますが、5 つのカテゴリーすべての評価結果が揃うまでは効力を発揮しません。新 NRA は 2017 年 12 月までにすべてのカテゴリーまとめて作成されます。

Q. 2018 年以降、FSC リスクアセスメントが存在しない国から管理木材を調達するために認証取得者が自身でリスクアセスメントをすることは認められますか？

A. はい。この場合は FSC-STD-40-005 第 3-0 版附則 A に従い、拡張リスクアセスメントを実施します。この際に参照する具体的な管理木材基準・指標は FSC リスクアセスメント同様 FSC-PRO-60-002a において示されているものです。

Q. FSC-STD-40-005 第 3-0 版では世界森林レジストリー (<http://www.globalforestregistry.org/>) が参照情報先として記載されており、これが今まで一元的なデータベースとして扱われてきたと認識しています。一方で FSC では最近 FSC リスクアセスメントデータベースというウェブページを公開しています。これらの位置づけや整合性はどうなっていますか？

A. FSC リスクアセスメントデータベースは FSC リスクアセスメントの存在するまた予定されている国（現在 53 ケ国）に関する最新情報をまとめています。世界森林レジストリーにはそれ以外の国も含まれます。FSC リスクアセスメントの最新情報は、まず FSC リスクアセスメントデータベースで更新されますが、世界森林レジストリーにもできるだけ早く反映するようにします。ドラフト段階の FSC リスクアセスメントは FSC リスクアセスメントデータベースのみで公開される予定です。最終版の FSC リスクアセスメントはどちらのデータベースでも公開されます。

Q. 2018 年以降、FSC では現在の 53 ケ国に追加で FSC リスクアセスメントを行う国を考えていますか？

A. 現時点では何も予定はされていません。リソースが許せば行う可能性はあります。対象国に関する推薦もいつでも受け付けています。

Q. FSC リスクアセスメント対象国（53 ケ国）の進捗状況や承認見込みはどこで確認できますか？

A. FSC リスクアセスメントデータベース (<https://ic.fsc.org/en/our-impact/program-areas/controlled-wood-01/controlled-wood-risk-assessments/fsc-risk-assessment-database>) において、地図上の国をクリックするとその国の最新情報が確認できます。また対象 53 ケ国の一覧およびそれぞれの CNRA スケジュールはこちら (<https://ic.fsc.org/download.cnra-timetable-october-2015.2436.htm>) の表から確認できます。

Q. FSC リスクアセスメントが承認された際に、その結果を反映するまでの猶予期間は？

A. FSC-STD-40-005 第 3-0 版の 3.2 項によって次の通り定められています：「組織は、FSC リスクアセスメントが FSC により承認された日から 6 ヶ月以内に自身の DDS を適合し、これを反映しなければならない。ただし延期の理由が認証機関により承認された場合はこの限りではない。」

Q. FSC-STD-40-005 第 2-1 版に従って認証取得者自身が実施するリスクアセスメントと FSC-PRO-60-002a の要求事項に基づいて認証取得者自身が実施する拡張リスクアセスメントの主な違いは何ですか？

A. リスクアセスメントの指標自体が若干変更されており、多くの場合はより具体的になっています。またリスク判定のための閾値の考え方、利害関係者や専門家へのコンサルテーション、またリスク低減措置の構築に関して要求事項が追加されています。詳細については変更点が多いので FSC-PRO-60-002a を確認していただく必要があります。

Q. 第 2-1 版で原産地（District of origin）と定義していたものは第 3-0 版ではどう扱われますか？

A. 第 3-0 版では供給地域（Supply area）と呼んでいます。考え方はほとんど同じです。

Q. リスクアセスメントの見直し頻度は？

A. FSC-STD-40-005 第 3-0 版の 1.6 項では次の通り定められています：「組織は、自身の DDS を少なくとも年に 1 度、または DDS の妥当性、有効性または十分に影響を与える変化が起こる度に見直し、必要に応じて改訂しなければならない」。

また附則 A の 1.5 項により詳細な要求事項が規定されています（例：1.5.1 では見直しを認証機関により年次監査の前に行うこと。等）

Q. 認証取得者自身による簡易リスクアセスメントの要求事項は FSC-STD-40-005 第 2-1 版と同じだと理解しています。では、サプライチェーン内での混入リスクの評価はしなくても良いのでしょうか？

A. 簡易リスクアセスメントにおいて「原産地のリスク」については FSC-STD-40-005 第 2-1 版と同じ要求事項が適用されます。一方サプライチェーン内での混入リスクは別途評価が必要です。

リスク低減

Q. リスク低減措置の実施を認証機関に委託することはできますか？

A. DDS の構築同様にリスク低減措置の実施も第三者に委託することが可能です。ただし、自身の認証審査を実施している認証機関への委託はできません（利害関係があるため）。

Q. リスク低減措置として、非認証取得供給者がオンラインクレームプラットフォーム（OCP）を使用して原材料の供給源を証明するという方法は検討されていますか？

A. FSC では現在 OCP をそのように利用することは検討していません。OCP は FSC 表示を伴う原材料/製品の取引に使用することを想定して構築されています。

Q. 第 2-1 版の附則 3 における現地検証（Field verification）と第 3-0 版のリスク低減の違いは何ですか？

A. 両方共、低リスクと判定されなかった供給源に対して実施するという意味では同じです。第 2-1 版の附則 3 における現地検証は、供給源の森林管理区画レベルで問題がないことの根拠を示すために実施します。一方数あるリスク低減措置の一環として実施される現地検証もあります。第 3-0 版のリスク低減は、リスク水準を下げるために行う活動の総称であり、例えば特定の保護樹種の違法伐採のリスクがある場合、現地に赴き、その特定の樹種が存在しないこと、または伐採されていないことを確認するののひとつの方法ですが、信頼できる現地の専門家への聞き取りで確認をするという方法もあり得ます。最終的に特に問題がある森林だけを調達先から外すというのもリスク低減措置として認められます。

品質管理システム要求事項

Q. FSC-STD-40-005 第 3-0 版の 6.1 項に自身の DDS 概要を文書で認証機関に提示するとありますが、FSC リスクアセスメント（NRA または CNRA）を使用した場合は、それを使用したと書けばよいだけでいいですか？それとも FSC リスクアセスメントの文書を自身の DDS 概要文書にコピーする必要がありますか？

A. FSC リスクアセスメントを使用した場合は、それを使用したと書くだけでよいです。詳細情報が知りたい人は FSC リスクアセスメント自体を確認することができます。

Q. DDS 概要文書に含めなければいけない供給地域の説明とはどの程度詳しい情報が必要ですか？

A. ここで重要なのは、リスク判定が同じである地域を特定できるような説明がされていることです。また規格 6.2 項ではリスク低減措置について言及していますが、リスク低減措置が細かい地域ごとに異なる場合は、それぞれの地域が分かるような記述が必要です。

Q. 認証機関向けの文書として、審査報告書の公開用概要版に含めるべき情報とその詳細度を示したガイダンス文書は作る予定がありますか？

A. FSC では現在、規正文書の枠組みを可能な限りシンプルに保ちたいと考えているので、新たなガイダンス文書を作成するのではなく、そのような情報は既存の認定規格に含めることを考えています。

Q. FSC データベース上で公開される概要版の審査報告書において、サプライチェーンに含まれる企業名が公開されることはありますか？

A. 商業上の機密情報は公開する必要はありません。機密情報に関しては認証機関がその理由を認めれば公開しなくてもよいです。

Q. 第 3-0 版では以前に比べて利害関係者へのコンサルテーションに力を入れているように見受けられます。具体的に利害関係者へのコンサルテーションが必要な場面を教えてください。

A. 確かに利害関係者へのコンサルテーションを活用できる局面は増えているかもしれませんが。例えば利害関係者や専門家に対するコンサルテーションは、次の局面で使用することができます：

- ・ DDS の情報収集の一環として
- ・ DDS のリスクアセスメントの一環として
- ・ DDS の妥当性、有効性または十分さを検証するための手法のひとつとして
- ・ リスク低減措置の一環として
- ・ リスク低減措置の適切さの検証手法のひとつとして

コンサルテーションを実施する際には、附則 B のルールを守ることにも気をつけて下さい。

Q. ある地域から調達している認証取得者が複数いる場合、それぞれの認証取得者の利害関係者が重複するケースが多くあると思います。規格において利害関係者へのコンサルテーションを複数認証取得者が共同で実施するための要求事項は設けないのですか？

A. FSC ではこのケースについて議論をしてきました。確かにこのようなケースでは認証取得者と利害関係者双方の負担が増えます。しかし結論としては、利害関係者へのコンサルテーション目的は認証取得者ごとに異なるために、共同実施のための要求事項を作ることは難しいという判断になりました。

第 2-1 版から第 3-0 版への移行に関するルール

Q. これから認証を取得する新規の申請者に対してはどちらの規格を使用して審査をするのですか？

A. 新規申請者に対しても、既存認証取得者と同じルールが適用されます。移行期間の終了日（2017 年 6 月 30 日）まではどちらの規格で審査しても良いですが、移行期間が終わるまでには第 3-0 版に基づく審査を受けている必要があります。

Q. 2016 年 9 月に第 2-1 版に基づく審査を受けた認証取得者が、2017 年 6 月 30 日の移行期間終了までに第 3-0 版に基づく審査を受けずに、2017 年 9 月にこの審査を受け、6 月 30 日には既に運用を変更して第 3-0 版に基づく運用をしていたことを事後的に証明することは許されますか？

A. 許されません。移行に関するルールは FSC-PRO-01-001 第 3-1 版に規定されています。12.3 項には、移行期間の終了までにすべての認証取得者が改定規格に基づく審査を受けていなければならないとあります。

Q. 移行期間の間の審査は必ず改定規格に基づいて受審しなければいけないのではないのですか？

A. 重要なのは、移行期間の終了日までに改定規格に基づく審査を受けていることです。移行期間に 2 回審査を受ける場合、1 回目は旧規格、2 回目は改訂規格という選択肢が可能です。

Q. FSC-PRO-01-001 第 3-1 版の 12.5 項によると、旧規格に基づき発行・維持された認証は移行期間の終了日から 6 ヶ月後に失効すると書いてあります。これはつまり、実質的には移行期間を数ヶ月過ぎてから新規格に基づく審査を初めて受けてもよいということですか？

A. いいえ。新規格に基づく審査は移行期間の終了日までに受ける必要があるのは FSC-PRO-01-001 第 3-1 版の 12.3 項の通りです。この 6 ヶ月の猶予期間は、新規格に基づく審査を受けてから認証機関が認証継続手

続きを行うための期間、そして審査の中で重大な不適合事項が発見された際にそれを是正するための期間として設けられています。

Q. 規格の移行によって、認証の有効期限が変更になることはありますか？

A. 認証の有効期限が変更になることはありません。

Q. FSC-STD-40-005 第 3-0 版の 3.2 項に「組織は、FSC リスクアセスメントが FSC により承認された日から 6 ヶ月以内に自身の DDS を適合し、これを反映しなければならない」とありますが、これも規格移行時の移行期間のルール同様に、6 ヶ月以内に認証機関による審査を受けなければいけないということですか？

A. いいえ。この要求事項はあくまでも認証取得者が自身の DDS を適合することだけを求めており、6 ヶ月以内に審査を受けなければいけないということではありません。

Q. FSC-STD-40-005 第 3-0 版に基づく審査を、規格発効日前（7 月 1 日前）に実施することは可能ですか？

A. FSC ではこれを想定していませんが、希望する申請者、認証取得者がいる場合は FSC 本部にご相談下さい。

認定規格（認証機関向けの規格）

Q. 今回の管理木材規格の改定を反映した認定規格の改定はいつになりますか？

A. すでに FSC-STD-20-011 の改定作業は進んでいます。2016 年 3 月中の公開、7 月からの発効を予定しています。

Q. FSC-STD-40-005 第 3-0 版の 6.1 項の注 1 に「これらの情報は FSC データベース上で公開される認証機関の報告書の公開用概要に含まれる」とありますが、これは CoC 審査報告書も今後公開用の概要がデータベースにアップロードされるということを意味しているのですか？現在は FM の審査報告書のみ概要版が公開されていたと思いますが。

A. 現在改定中の FSC-STD20-011 に詳細は記載されていますが、公開される概要版報告書は FSC-STD-40-005 に関する部分のみであり、FSC-STD-40-004 の CoC 一般に関するものではありません。

Q. 大枠だけ定めた柔軟な DDS の導入によって、認証機関間の審査レベルの差や審査員の主観の入り込む余地が増えるリスクがあると思いますが、どのように対応するのですか？

A. もちろんそのようなリスクは必ず存在します。少しでもリスクを下げるために認定規格は存在しており、管理木材規格の改定を反映すべく改定されています。

Q. 管理木材に関するよくある不適合事項を紹介したような文書はありますか？

A. 現在はありません。ただし現在改定中の認定規格では公開用の報告書概要版において、管理木材に関する不適合も含めることを求めているので、これが承認されれば、そのような文書を作成することも可能となります。

今後 FSC 本部が作成を予定している教育訓練用の資料

Q. DDS の構築方法についてガイダンスが欲しいのですが。

A. FSC 本部では DDS について詳細に説明をするオンラインセミナーを計画しています。また今後教育訓練用の資料も作成する予定です。

違法伐採に関する法令との関係

Q. 今回の管理木材規格改定の目的のひとつは EU 木材規則との整合を図ることだと認識しています。規格が改定された今、FSC 材が EU 木材規制において自動的に低リスク材と分類されるように、欧州委員会等への働きかけは行っているのですか？

A. まず、FSC は EU 木材規則の要求事項を完全に満たすべく規格改定作業を実施しました。その上で欧州委員会に対しては、FSC 認証材を認めることで制度の効率化が図れるというような評価・提案書を提出しています。EU 木材規制関係はこちらのページ (<https://ic.fsc.org/en/our-impact/timber-legality/eu-timber-regulation-01>) に情報をまとめています。

Q. FSC の管理木材は諸国の木材合法性確認制度と比較して十分なのですか？

A. 改定規格は EU 木材規則、アメリカレーシー法、オーストラリア違法伐採禁止令を満たすよう設計されています。ただし EU 木材規則において、現在は FSC を含む自主的な認証制度が自動的に低リスクとみなされることはありません。

その他

Q. PEFC 認証材を自動的に FSC 管理木材供給源として認めるような計画はありますか？

A. 現在そのような検討はされていません。

Q. DDS の中で PEFC 認証材を自動的に低リスクと認めるような計画はありますか？

A. PEFC 認証材が自動的に低リスクとなることはありません。ただしリスクが特定された場合、リスクの内容次第では PEFC 要求事項が十分なリスク低減措置として機能することはあり得ます。